平成２９年（フ）第２２０号
静岡県浜松市中区佐藤３丁目14番10号内田ハイツ103、前住所静岡県浜松市南区恩地町194番地の１　メゾン影山Ｇ号室
債務者　伊藤　恵子
1　決定年月日時　平成29年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月８日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第２３１号
静岡県浜松市南区安松町63番地の７　グリーンハイツオオバ１－Ｄ
債務者　小澤ひろみ（旧姓齋藤）
1　決定年月日時　平成29年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月８日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第２３２号
静岡県浜松市南区安松町63番地の７　グリーンハイツオオバ１－Ｄ
債務者　神田　勝幸
1　決定年月日時　平成29年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月８日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第２３３号
静岡県浜松市中区早出町1146番地の１　マンションプランタン304号
債務者　魚　　芳雄
1　決定年月日時　平成29年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月８日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第２４０号
静岡県浜松市南区白羽町641番地の２メルベーユＤ
債務者　久米　優子
1　決定年月日時　平成29年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月８日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第１４号
熊本県天草市楠浦町11番地３、前住所熊本県天草市亀場町亀川276番地３
債務者　濵　　勇樹
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月11日午前11時30分
熊本地方裁判所天草支部

平成２９年（フ）第１９号
熊本県天草市志柿町864番地６
債務者　松本　珠美
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月11日午後１時30分
熊本地方裁判所天草支部

平成２９年（フ）第２４３号
栃木県鹿沼市上材木町1792番地１
債務者　山田ひろみ（旧姓碓井）
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月25日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第２５２号
栃木県宇都宮市富士見町３番４号　富士見市営住宅４号棟79号
債務者　山田　　司
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月８日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第２３９号
静岡市駿河区登呂３丁目17番Ｃ－102号、旧住所静岡市葵区牧ヶ谷2487番地　クレパス201号
債務者　矢田　正雄
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月12日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５１５８号
東京都板橋区東山町36－16－301
債務者　田中　美香（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５１７１号
東京都練馬区春日町６丁目15－７
債務者　飯岡　浩二
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５１７９号
東京都江東区南砂３丁目11－１－310
債務者　鈴木　一枝
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５１８６号
東京都小平市小川西町２丁目25－８－302
債務者　菊地　由典
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５１８７号
東京都大田区蒲田本町２丁目12－６　第三丸昭
債務者　棚澤　愛己
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部